

特別区 I 類 過去問 10 年制覇シリーズ

特別区の ～民法 I (総則・物権)～

CSS 公務員セミナー

SAMPLE



第1章 総則

1 人、法人、物 (1) 権利能力、行為能力 ①

公務員 頻出度	特別区 頻出度	難易度
A	b	1

	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
日時	/	/	/	/	/
確実性					
正誤					

問1 民法に規定する制限行為能力者に関する記述として、通説に照らして、妥当なのはどれか。
(平成20年)

- 1 未成年者が法律行為をするには、必ずその法定代理人の同意を得なければならないが、同意を得ないで行った法律行為を後で取り消すことはできない。
- 2 成年後見人の同意を得て行った成年被後見人の法律行為は、取り消すことができず、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、取り消すことができる。
- 3 保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。
- 4 家庭裁判所は、被補助人の補助開始の審判を、本人、配偶者、四親等内の親族等の請求によりすることができるが、本人以外の者の請求により補助開始の審判をする場合に、本人の同意を得る必要はない。
- 5 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為は当然に無効となる。

ヒント

正解肢のみが細かい条文で、誤肢は基本知識です。消去法で解きましょう。

制限行為能力者が保護者の同意なくできる行為を整理しましょう。全て条文素材で、判例は使われていませんから、条文知識の正確さが問われます。

問 1 正答 3

- 1 × 未成年者が法定代理人の同意を得ないで行った法律行為は、原則として後で取り消すことができる (5 条 2 項)。また、未成年者が法律行為をするには、原則としてその法定代理人の同意を得なければならない (同条 1 項) が、以下の行為は同意不要である。①未成年者が婚姻をした場合 (753 条)、②単に権利を得、義務を免れる法律行為 (5 条 1 項項ただし書)、③法定代理人が処分を許した財産の処分 (同条 3 項)、④許された営業に関する行為 (6 条 1 項)。
- 2 × 成年後見人の同意を得て行った成年被後見人の法律行為は、成年後見人・成年被後見人とも取り消すことができる (9 条本文、120 条 1 項)。成年後見人には同意権がない。しかし、成年被後見人の行った日用品の購入その他日常生活に関する行為は、取り消すことができない (同条ただし書)。
- 3 ○ 妥当な記述である。保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる (13 条 3 項)。
- 4 × 家庭裁判所が本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない (15 条 2 項)。なお、補助開始の審判の請求権者が、本人、配偶者、四親等内の親族等であることは妥当である (同条 1 項参照)。
- 5 × 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない (21 条)。

ポイント

なお、制限行為能力者の問題を解くには、行為能力の条文以外に、無効・取消し(119 条～126 条)、親族法の親権、後見、保佐及び補助の章の条文知識が必要な場合があります。親族法を勉強していない場合は、消去法で解答しましょう。

News!

これが欲しかった!

特別区受験生の声に

お応えして、ついに発刊!

『特別区Ⅰ類

過去問10年制覇シリーズ』

(CSS公務員セミナー出版)

過去10年の特別区Ⅰ類試験にて出題された問題を
分野ごとに分け、少なくとも5回転!
特別区対策はこれで万全!

発売予定ラインナップ

※価格未決定のものは、近日、CSS公務員セミナーホームページにて発表予定。
発送ご希望の方は本体価格に送料¥600-を加えてお支払いください。

民法Ⅰ (総則・物権)

¥1,000-

民法Ⅱ (債権・親族・相続)

¥1,000-

行政法

¥1,000-

憲法

¥1,000-

判断推理

価格近日発表予定

数的推理・資料解釈

価格近日発表予定

1/22 (月)より各種順次販売開始!

本問題集の説明動画をご覧ください

 YouTube

こちらから
アクセス→



【ご購入方法】

- ① CSS校舎またはCSSのHPよりお申込み下さい。
- ② お支払いは銀行振込・CSS窓口
払いのいずれかです。

ご購入はCSS各校舎
またはこちらから



<http://cs-seminar.com/buy.html>